

NPO法の改正等に伴う定款変更について

平成 24 年の NPO 法改正等により、定款の変更が必要となります。主な変更箇所は以下のとおりです。各法人の定款についてご確認いただき、定款変更認証申請の手続きをお願いします。

※条文番号は一例です。

法改正（平成 24 年 4 月施行）等による定款変更箇所

例

新	旧
<p>(入会金及び会費の不返還) 第 12 条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。</p> <p>(総会の権能) 第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)～(3) (現行のとおり) (4) 事業計画及び予算並びにその変更 (5) 事業報告及び決算 (6)～(9) (現行のとおり) (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (11)～(13) (現行のとおり)</p> <p>(資産の構成) 第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1)～(3) (現行のとおり) (4) 財産から生じる収益 (5) 事業に伴う収益 (6) その他の収益</p> <p>(事業計画及び予算) 第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算) 第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。</p>	<p>(拠出金品の不返還) 第 12 条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。</p> <p>(総会の権能) 第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)～(3) (略) (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更 (5) 事業報告及び収支決算 (6)～(9) (略) (10) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (11)～(13) (略)</p> <p>(資産の構成) 第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1)～(3) (略) (4) 財産から生じる収入 (5) 事業に伴う収入 (6) その他の収入</p> <p>(事業計画及び予算) 第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算) 第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。</p>

<p>2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。</p> <p>【削除】 (以下、条ずれ)</p> <p>(事業報告及び決算) 第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(定款の変更) 第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>(解 散) 第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。 (1)～(4) (現行のとおり) (5) 破産手続開始の決定 (6) (現行のとおり) 2 (現行のとおり)</p> <p>(残余財産の帰属) 第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。</p>	<p>2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p> <p>(予備費) 第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。 2 予備費を使用するときは、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算) 第 47 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(定款の変更) 第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(解 散) 第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。 (1)～(4) (略) (5) 破産 (6) (略) 2 (略)</p> <p>(残余財産の帰属) 第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。</p>
--	--

お問い合わせ先

東京都生活文化局都民生活部管理法人課 NPO 法人担当 電話 03-5388-3095 (窓口)

受付時間 平日 午前9時～午後5時45分